

Ⅱ 役割と対応

「おかしいな？」と思ったら、

虐待を疑いましょう …………… 10

「おかしいな？」と思ったら、虐待を疑いましょう

(1) 虐待に“気付く”ことが第一

虐待は、家庭という密室で起こることがほとんどです。そのため、周囲が気付くことで初めて虐待として浮かび上がってくるものであり、子どもや保護者のちょっとしたサインに“気付く”ことこそが支援への第一歩となります。

しかし、虐待がおこなわれている家庭は、地域の中で孤立していることが多く、通告や相談があった時点では、すでに重篤な状況となっていて、子どもや保護者のケアや、虐待の再発防止に向けた支援が非常に困難であることが少なくありません。

(2) 虐待が重症化する前に

子どもが深刻なダメージを受ける前に、子どもや保護者と接触できる皆さんができるだけ早く虐待の兆候に気づき、適切な機関につなげ、連携支援していくことが大切です。

地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校などの集団生活や、乳幼児健康診査、医療機関での診察の場面ごとの「早期発見のためのチェックポイント」を次ページ以降に示しています。いずれかに該当する場合は、「虐待かもしれない」という観点でこれまで以上に十分注意して関わる必要があります。

(3) チェックポイントはあくまで参考に

チェックポイントに該当する項目がある、ということでは必ずしも虐待であるとは限らず、また、虐待の程度を判断するものではありませんが、SOSのサインを見逃さないための視点を示してあるものです。通告、相談する際の参考としてご活用ください。

なお、職務上、虐待を発見しやすい立場にある者は早期発見に努めなければならないことが法律で定められています。

《児童虐待の防止等に関する法律 第5条第1項（児童虐待の早期発見等）》

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。